

残置森林等の維持管理協定に関する実施要領

平成 18 年 4 月 1 日から適用

平成 22 年 4 月 1 日から適用

(目的)

第 1 この要領は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 の規定により許可を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成された森林・緑地や、調整池及び沈砂池（以下「残置森林等」という。）が、協定を締結することにより、開発行為の完了後も保全し善良に維持管理され、当該残置森林等が有する環境保全機能及び防災機能が適正に維持されることを目的とする。

(協定の締結)

第 2 開発行為を行おうとする者（以下「開発行為者」という。）は、開発行為完了時の残置森林等について、土地所有者等と協議の上、これらを管理する者（以下「管理者」という。）を定めた上で、開発完了前に農林事務所長、関係市町長及び「森林における開発行為の許可に係る指導要綱」第 2 条に規定する自治会（以下「周辺自治会」という。）と協定（様式第 1 号）を締結するものとする。

なお、やむを得ない理由で上記協定が締結できない場合には、開発行為者は農林事務所長及び市町長と協定（様式第 2 号）を締結するものとする。

(市町長への依頼)

第 3 開発行為者は、第 2 の規定に基づき協定を締結する場合には、必要に応じて当該残置森林等を管轄する市町長に指導・助言を受けるものとする。

(適用)

第 4 第 2 に規定する協定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に完了した開発行為に適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、平成 18 年 3 月 31 日までに森林法に基づく完了届を提出しているものについては適用しない。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号<4者協定>

残置森林等の維持管理協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林・緑地や、調整池及び沈砂池（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、残置森林等の保全及び管理を行う〇〇〇を「甲」、静岡県〇〇農林事務所長を「乙」、〇〇市町長を「丙」、〇〇自治会を「丁」として、次のように協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1条（協定の対象）

1 開発行為の許可年月日等

開発行為の許可年月日 及び番号	
開発行為の完了年月日	

2 残置森林等の範囲

残置森林等の所在場所	(別添一覧表としても良い。)
残置森林等の区域	別添平面図及び位置図のとおり ※ 調整池及び沈砂池が含まれる場合は、構造図を添付すること。

第2条（協定の期間）

協定の期間は次のとおりとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（※5年間を標準とする。）

第3条（残置森林等の保全及び管理）

- 1 甲は、残置森林等の有する公益的機能に配慮し、協定期間中は残置森林等を適正に保全及び管理し、異常が認められた際には臨機の措置を取ること。
- 2 甲は、森林・緑地の状況に応じて、下刈や除伐などの保育作業のほか、補植や吹付などを行い、これらの有する公益的機能の維持及び速やかな回復を図るものとする。
- 3 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林以外の土地利用をしようとするときは、乙、丙及び丁と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

第4条（森林の計画的な施業）

甲は、法第5条に規定する地域森林計画及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等は、当該計画に沿って施業しなければならない。

第5条（伐採届）

甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採するときは、法第10条の8に規定する「伐採及び伐採後の造林届出書」を〇〇市町長に提出しなければならない。

第6条（状況調査）

甲は、乙及び丙が行う残置森林等の保全及び管理の状況調査に協力するものとする。また、この調査を行うにあたり、丁が同行する場合は、これを受け入れること。

第7条（承継）

甲は、残置森林等に関する権利を譲渡するときは、譲渡先の権利者に対し、協定条項を承継して乙、丙及び丁と協定を締結するよう求めるものとする。

第8条（法令の遵守）

甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

第9条（その他）

1 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙、丙及び丁と協議してこの協定の内容に準じた協定を締結するように努め、引き続き残置森林等の適正な維持管理に努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めがない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として、本証〇通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 (管理者)

乙 住所
氏名 (農林事務所長)

丙 住所
氏名 (市町長)

丁 住所
氏名 (自治会長)

※ 添付する平面図及び位置図は、原則として林地開発許可申請書記載要領に準じて作成すること。また、林地開発行為完了届で提出した平面図及び位置図を活用しても良い。

様式第2号<3者協定>

残置森林等の維持管理協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林・緑地や、調整池及び沈砂池（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、残置森林等の保全及び管理を行う〇〇〇を「甲」、静岡県〇〇農林事務所長を「乙」、〇〇市町長を「丙」として、次のように協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1条（協定の対象）

1 開発行為の許可年月日等

開発行為の許可年月日 及び番号	
開発行為の完了年月日	

2 残置森林等の範囲

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としても良い。）
残置森林等の区域	別添平面図及び位置図のとおり ※ 調整池及び沈砂池が含まれる場合は、構造図を添付すること。

第2条（協定の期間）

協定の期間は次のとおりとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで（※5年間を標準とする。）

第3条（残置森林等の保全及び管理）

- 1 甲は、残置森林等の有する公益的機能に配慮し、協定期間中は残置森林等を適正に保全及び管理し、異常が認められた際には臨機の措置を取ること。
- 2 甲は、森林・緑地の状況に応じて、下刈や除伐などの保育作業のほか、補植や吹付などを行い、これらの有する公益的機能の維持及び速やかな回復を図るものとする。
- 3 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林以外の土地利用をしようとするときは、乙、丙及び丁と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

第4条（森林の計画的な施業）

甲は、法第5条に規定する地域森林計画及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等は、当該計画に沿って施業しなければならない。

第5条（伐採届）

甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採するときは、法第10条の8に規定する「伐採及び伐採後の造林届出書」を〇〇市町長に提出しなければならない。

第6条（状況調査）

甲は、乙及び丙が行う残置森林等の保全及び管理の状況調査に協力するものとする。

第7条（承継）

甲は、残置森林等に関する権利を譲渡するときは、譲渡先の権利者に対し、協定条項を承継して乙及び丙と協定を締結するよう求めるものとする。

第8条（法令の遵守）

甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

第9条（その他）

1 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙及び丙と協議してこの協定の内容に準じた協定を締結するように努め、引き続き残置森林等の適正な維持管理に努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として、本証〇通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 (管理者)

乙 住所
氏名 (農林事務所長)

丙 住所
氏名 (市町長)

※ 添付する平面図及び位置図は、原則として林地開発許可申請書記載要領に準じて作成すること。
また、林地開発行為完了届で提出した平面図及び位置図を活用しても良い。